

第289回鳥取県内水面漁場管理委員会

- 1 日時 令和5年3月20日（月）午後2時から午後3時半まで
- 2 場所 倉吉シティホテル 3F カサブランカ
（鳥取県倉吉市山根543-7）
- 3 出席者 委員 : 安藤会長、寺崎委員、竺原委員、絹見委員、三谷委員、大谷委員
山崎委員、吉田委員
事務局 : 松田事務局次長、橋本書記
鳥取県 : 水産振興局 國米局長
漁業調整課 本田係長、西田水産技師
栽培漁業センター 清家室長
- 4 傍聴者 0名
- 5 議事
 - (1) 漁業権一斉切替えに係る漁場計画（案）について（諮問事項）
 - (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程（協議事項）
 - (3) 公聴会の開催計画について（協議事項）
 - (4) コイヘルペスウイルス病の蔓延防止に係る委員会指示について（協議事項）
 - (5) 第五種共同漁業権魚種の増殖目標量について（協議事項）
 - (6) 鳥取県水産振興局における令和5年度の予算について（報告事項）

6 議事経過及び結果について

事務局次長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として、寺崎委員及び竺原委員を指名した。

議事1 漁業権一斉切替えに係る漁場計画（案）について（諮問事項）

【原案に同意する旨決議された。】

鳥取県水産振興局が資料1に沿って説明した。

〔安藤会長〕

前回のこの委員会で、素案を基に協議をしていただいて、その後、パブリックコメントを実施し、関係者からの意見を集めたいということで取り組んだのですが、意見はなかったということで、同じような内容での話合いが続きますが、御審議いただきたいと思います。前回とほぼ変わらない内容なので、何か不安に思っている点や質問がございましたら、御意見を頂きたいと思えます。

ことができるかといった非常に難しい問題になるのですが、それが地方自治の一般的な原則ということになります。

〔安藤会長〕

類似の事例というのは、日本各地に多分あると思うのですが、特に天橋立では、周辺の水上一バイクでの集団走行に関わるような迷惑行為があるでしょうし、日本各地、そういう先行事例では、何か参考になるようなことがないのでしょうか。

〔國米水産振興局長〕

例えば、明石市では、水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例や、兵庫県では、事故防止の観点で、水難事故防止に関する条例ということで、ある程度の規制をしているみたいです。あと、和歌山や宮古島市でも、水上オートバイの適正利用に関して条例がつけられているようです。

〔安藤会長〕

そういう先行事例を参考にしながら、今後どういう取組ができるかということも、漁業関係者や利用者の意見をまとめながら進められたらいいと思いますが、絹見委員さん、そういう方向でいいでしょうか。

〔絹見委員〕

はい。

〔山崎委員〕

今の話に関連して、その水面を管理する人というのは、例えば、千代川なら、用瀬のところは国交省で、そこから上が県、二級河川は県、東郷池とか湖山池は、県が水面の管理者ということでいいですか。

〔松田次長〕

東郷池は、中部総合事務所の維持管理が管理していたかなと思います。湖山池も、恐らく県のどこか、河川課とかが、水面の管理はしていると思います。

〔山崎委員〕

そうなる、条例をつくるのも、県につくってもらうということになるのですか。

〔松田次長〕

そうですね。

〔國米水産振興局長〕

市町村で、管理が自分のところでなくても、そういう届出をさせるといったことはできないことはないと思います。県に協議をして、鳥取市の条例でつくりとか、湯梨浜の条例でつくるみたいな話になると思います。

〔山崎委員〕

権限を移譲するというのではないけど、そのような制度が入るという感じですかね。

〔國米水産振興局長〕

そうです。

〔松田次長〕

あと、鳥取県の迷惑防止条例で、たしかモーターボートで、騒音ではないのですが、危険行為みたいなものは禁止されていたと思います。

〔安藤会長〕

ありがとうございました。

議事 2 鳥取県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程（協議事項）

鳥取県水産振興局が資料 2 に沿って説明した。

〔安藤会長〕

漁業法の改正に伴って、手続規程のほうも一部必要事項を改正したと。細かなところは、開催要領に定めるということで、大筋だけ、こういう改正でいかせてくださいということですが、いかがでしょうか。

〔山崎委員〕

第 7 条の 2 ですけれども、意見を述べるできない者に対して、その旨を通知するとありますが、通知された人は、不服申立てができるというようなことが、要領には定められているのでしょうか。

〔本田係長〕

こちらについては、不服申立ての対象にはしていません。あくまで、法律の規定においても、会長が定めることができるということになっておりますので、会長の考えで、その者を選ぶということになっております。

〔安藤会長〕

公聴会で出席をして、意見を述べようとする人は、事前に、その内容を届け出ることになっていますので、事前にそれを整理させていただいて、公述人を決定し、なるべく多くの人に、賛否両論併せて意見を述べていただくというのが、会長の仕事になると思いますが、その時間内に意見が述べられない人については、私のほうから、その旨を通知するということになっておりますので、改めて不服申立てというところまでは、手続は踏んでいません。御理解ください。

手続規程については、これでいかせていただくことにしたいと思います。

議事3 公聴会の開催計画について（協議事項）

〔原案に同意する旨決議された。〕

委員会事務局が資料3に沿って説明した。

〔安藤会長〕

今度開く予定の公聴会の開催要領について、原案を提示していただきました。公聴会ですので、漁業権に係って、直接的に利害がある人が意見を述べることができるということで、広く一般に意見を求めるというわけではありません。だから、自然保護団体や圧力団体が、意見を述べることはできない。それを、精査するために事前に届出をしていただくという手続になっています。公示案の中の空欄は、いつ頃になる予定ですか。

〔本田係長〕

公聴会のほうの公示については、委員会事務局での事務になりますので、今日の委員会のほうでの決議をいただきましたら、その後、事務局内、そして会長の承認を得まして、開始の日を決定します。

〔安藤会長〕

そんな先にはならないということですね。

〔本田係長〕

そんなに先にならないように手続を進めたいと思います。今週末か、来週始めぐらいには進めたいと思いますが、各縦覧先の栽培漁業センターや境港水産事務所、それから関係市町村や町村役場に、併せて同時に届くように資料を送らないといけませんので、その日にちも含めてというところになります。各市町村が縦覧を開始できるタイミングで、その日が入るというイメージでおります。

[安藤会長]

公示は公平性が必要なので、開始日が一斉になるように、期間を調整するということですね。

[本田係長]

そうです。

[安藤会長]

分かりました。ではこれで、公聴会開催を決定してください。

議事4 コイヘルペスウイルス病の蔓延防止に係る委員会指示について（協議事項）

〔原案に同意する旨決議された。〕

委員会事務局が資料4に沿って説明した。

[安藤会長]

毎年1回、こういう防止に係る指示を委員会のほうで出させていただいています。去年は、幸いにもコイヘルペスの報告が1件もなかったということで、落ち着いているのですが、発生した場合に対処の方法で、持ち出しては駄目ということ、毎年お知らせをするということです。このような告示文で進めていただきたいと思います。

議事5 第五種共同漁業権魚種の増殖目標量について（協議事項）

〔原案に同意する旨決議された。〕

委員会事務局が資料5に沿って説明した。

[安藤会長]

これは、それぞれの魚種について、生息密度、漁場の面積、生存率、そういうことを加味しながら、大体、このエリアでは、このぐらいまでは生息できるであろうという数値を出すための計算式が書いてあるので、それは、専門の機関が導き出したいろんな数値を基に、県内のエリアを算出するということで参考にしていただければ、理解いただけると思います。

その範囲の中で、各漁協さんが、次年度の増殖目標量を設定すると、これで、来年の計画を立てようという数字になります。それから、成魚や稚魚ではなく、例えば卵を放流するとか、産卵

場を整備するという事柄も、匹数に換算をして全体量を決定していますので、単なる数字だけが多い少ないということではないようです。そういうことを踏まえて、令和5年度の増殖目標量を設定したいと思いますというのが原案です。

これは、鳥取県独自ではなく、各他県も同じように設定すると思うのですが、そこに、溪流魚の魚種については、アマゴ、ニジマスも出ていますが、鳥取県は、ニジマス、アマゴは各漁協さんの努力で、なるべく放流しないようにということで取り組んでいただいていると思うのですが、全国的な表記の仕方でも表したので、その魚種も入っているということなので、実際4種とも全部放流するという事柄ではないことは、御理解いただきたいと思ひます。

では、これで進んでいただければと思ひます。

議事6 鳥取県水産振興局における令和5年度の予算について（報告事項）

鳥取県水産振興局が資料6に沿って説明した。

〔安藤会長〕

小わざ魚道の改修事業は、本年度はどこを予定しておられるのですか。西伯郡伯耆町はこれからですか。これはいつ終わったのですか。

〔本田係長〕

今年度が、今資料でつけている千代川の永野堰と日野川の蚊屋堰さんを改修させていただいておりまして、来年度は、天神川の大原堰を予定しているところではあります。

〔安藤会長〕

1か所を。

〔本田係長〕

はい。どこまで進めるかというところは、事業の進捗状況にはなりますが。

〔安藤会長〕

分かりました。令和5年度の予定も、こういう石をはめ込んだ方式になるのでしょうか。

〔國米水産振興局長〕

はい。既存の魚道を改修するので、自然に近い形の石をはめ込んで、上がりやすくするスタイルでやっていくことになっております。

〔山崎委員〕

こういう石や材料も、この河道内の近いところから持ってこられるのですか。

〔國米水産振興局長〕

基本的に持込みはよくないので、河道内から取ってきてということになっております。

〔山崎委員〕

例えば、吉定の小わぎ魚道は、施工期間はどれくらいかかるのですか。

〔國米水産振興局長〕

出水期とか、時期を外してするので、場所によっては繰り越してしまうことがあります。予算がついて、すぐに年度内に終わるといことはなかなかできないので、結構期間がかかることもあります。それぞれですね。

〔安藤会長〕

この説明文の中には、令和4年12月から工事を行っているということですから、なるべく、一般に影響が少ないような時期に始めて、年度をまたぐかもしれないという感じですね。

〔國米水産振興局長〕

大体そんな感じです。あとは、小わぎ魚道で直したところが、また壊れましということもあつたりもするもので、石が取れたりとか、そういうのは漁協の人に見ていただいて、直せるところは直していこうと思っております。

〔山崎委員〕

工事に際して、オオサンショウウオの調査は、発注されているのでしょうか。

〔國米水産振興局長〕

していたはずですが。県職員がそれに立ち会ったりもしていましたので。

〔安藤会長〕

ありがとうございました。センターのほうからは、このアユの資源回復試験のことについて、何かありますか。

〔清家室長〕

今回こういった形で、アユの資源が少しずつ増加していると、こういった形は非常に喜ばしいことでして、我々も、実際に現場での調査を通じて、そういったところの実感をしているところでございます。今後、また着実に成果に結びつくように、随時調査を行っていきたいというふうに考えております。

〔安藤会長〕

沿岸部の餌、飼量の増減というのでしょうか。

〔清家室長〕

沿岸のほうの餌、飼量なのですが、お手元の7ページの下段になりますが、海域調査というものがあまして、美保湾海域で行っている調査結果のほうを示しております。動物プランクトンの発生状況というのが、10月から11月ということで、昨年の10月から11月が非常に多いという傾向が見られております。そういったところで、生息密度は19.4ということで、発生はしているのですが、実際にアユの生残状況が関わってくるということで、良好な状態が示されているというような状況でございます。

〔下田委員〕

取締り活動のところなのですが、禁止区域に看板などがなかったので新設されたと書いてあるのですが、結構看板がないところで、採捕されている方が多いのですか。

〔松田次長〕

禁止区域については、漁業調整規則や委員会指示等で、おおむねは設置しているのですが、その位置が悪かったり、古くなってしまったり、資料を見ていただいたら分かるのですが、禁止の内容が複雑になっていまして、そこら辺を分かりやすくすることもあって設置をさせていただいています。

漁業調整規則を読んだだけでは、緯度経度を見ても禁止区域は分からないので、予算の範囲内にはなるのですが、できるだけ広く分かるように設置をしていきたいというふうにはしているところです。年に1回程度、見回ったときに、曲がっていたり、方向が変わってしまったりということもあるので、皆さんのほうで、ここがないとか、ここ分かりにくいとか、そういう御意見があれば、教えていただければ、設置のほうも進めていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

〔下田委員〕

この違反件数をゼロ件にすると書いてあるので、結構な件数があるのかなと思ったのですが、どんな感じなのでしょうか。

〔松田次長〕

昨年の夏に、モクズガニの違反がありましたけど、指導にとどめているところです。

〔下田委員〕

ありがとうございます。

〔本田係長〕

この予算の説明でも、アユのいろいろな資源回復の調査をしているというところと、本日の議題でも、増殖目標量の確認はしていただいたのですが、天神川では、今年から、アユの卵放流を始められたというところなのですが、今回こういうふうに、アユが非常に少なくなっているところで、もともと令和3年度に、栽培漁業センターで、大分、天神川の産卵場がなくなってきたという経過を踏まえて、そこにきちんとしたふ化ができるにはどうしたらいいかということで、卵のついたシュロを籠の中に入れて流れ出ないようにする方法で、一度してみられたという経過があったそうです。天然遡上をできる限り増やしたいという漁協の思いと、栽培漁業センターの結果を踏まえて、自分たちも取り組んでいこうということで、今年度から始められたというふうに聞いていますので、そういった状況だけ御報告させていただきます。

〔安藤会長〕

今年から新たに、目標量の中に卵放流を追加したというところで、そういう先行事例を基に、漁協でも取り組みたいということで、数字が上がったという説明です。ありがとうございました。

議事7 その他

〔安藤会長〕

委員の皆さんや事務局で、何か本日の議題に関することや、身近で話題になっていることがあれば、お受けしたいと思います。

〔三谷委員〕

このたびの千代川漁協の3月の成魚放流の日程についてなのですが、釣り人としてのお願いがあって、一言話させていただきたいと思います。鳥取県では、日野川水系、天神川水系、千代川水系と、3つの河川で漁業権が設定されていますが、遊漁証の値段がそれぞれ違います。ちなみに、日野川水系のヤマメの放流魚、年間の金額が6,000円、天神川水系は年間5,000円、千代川水系は7,000円となっています。川の長さも放流魚の量も違うと思います。現状として、魚の餌代、ガソリンの高騰などを考えると妥当だと考えています。

3月1日の解禁日に放流することで、解禁日を楽しみにしている釣り人としては、いつ放流するのか分からず、朝から午後3時過ぎ、ひどいときで3時半とか、寒い中でも場所取りをして放流を待つ姿が、去年、今年見られています。遊漁券を購入した方に対しても、その人の時間を無駄に過ごすことのないよう、楽しんで釣りができるような環境の配慮をお願いしたいと思っています。そのためには、1日以降の放流は告知したとしても、1日の解禁日は、その場での放流はやめてもらって、解禁日前の放流をお願いしたい次第です。

また、今年釣りをさせていただいて思ったのが、待ち人が多いから放流した、いつも放流する

場所で待っている人の場所はスルーする、漁協組合の人が、自分たちが釣りをしたい場所に放流して、長い時間待っていた一般の釣り人の待つところはスルーする。見ていて気分がダウンする箇所も多々見られたので、普通に見ていておかしいと思いました。日野川水系さんのように、解禁日前放流、イベント放流、主催者放流をしてもらえると、うれしく思います。

千代川漁協さんも、昔は解禁日前放流をされていたとは思いますが、されなくなったのはどうしてですかということ、解禁前に釣る密漁者がいるとしたら、放流後の見回りも漁協さんの仕事だと思えます。以上です。

〔寺崎委員〕

まず、放流の期間等について、今までは日にちだけだったのですが、今後については、事務局のほうに申し出ております。遊漁者からも、毎年のように、いろんな意見を頂いておりますが、ずっと順繰りに放流するものですから、時間等ははっきりしませんが、午前・午後だけは、今度からインターネットに書き入れるということにしております。大体朝の9時ぐらいから午前中にかけてと、午後1時半ぐらいからにかけての放流になると思います。大きなトラックで来るものですから、そこから小さいタンクに入れて放流するところと、大きな車で入れるところがありますので、一応組合員には、自分の利益は考えないということとは申し上げております。それぞれの地区の担当者が、何名かで放流しておりますが、状況によって、やっぱり人が多いところに放流したりはするのですが、自分の利益を考えて放流するということはないと思っているのですが、そういうことがあれば、再度指導はしたいと思えます。

それから、事前放流については、今まで何回も理事会の中で協議しておりました。早く放流すると、密漁の問題もあるのですが、放したところにいる、移動してしまうと、水温の状況によって、上がったたり下がったりということがあって、一番確実なのは、当日以降に広報して放流するのが一番適切ではないかという今までの経過の中で、そのように理事会で決定したという状況であります。確かに、いろんな意見がございますが、今のところは、その放流の方法で遊漁者数は増えたという実績があるものですから、その方法で現在はやっているということです。

今までは1回の放流だったのですが、連休前にもう一度ということで、2回放流するということに変更しました。以前は、解禁日以前に1回だけの放流だったということを改善しながら、今の状態が一番いいのではという結果の下に、現在の方法を取っているということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

〔三谷委員〕

今の意見を聞いてですが、魚を放流して、魚が上に上がったりに下がったりというのは当たり前前の話なので、やっぱり川の水に入って釣りがしたい、放流したものを釣りたいのではなくて、解禁日の3月1日は、山に上がって、鑑札持って、自分たちの足で歩いて、どこにいるか分からない魚を目的として釣りがしたいのが釣り人としての気持ちなので、解禁日以降に、ここで放流しますよといったことを耳にすれば、皆さんがそこで釣りたいのは当たり前なので、そういう楽しみが減ってきています。何のための1日の解禁日なのかというところで、釣り人としての意見

がありまして。

〔寺崎委員〕

いろいろ意見はあります。釣り人も、放流魚をすぐ釣るとするのは邪道だという人と、いや、釣れるだけでいいかなという人で2つに分かれます。うちの場合は、以前は稚魚放流も7月にやっていて、稚魚でも持って帰る人がたくさんいます。それで、10月にそこそこの大きさの稚魚を放流しておりますので、これは放流日を言わずに、ずっと谷のほうに持って行って放流しています。その部分が、放流してすぐ釣るということではない部分では、そういう希望の方には満足までは行かないかもしれませんが、そういう方針でやっております。放流場所以外からでも釣れるということ、釣れる魚も天然のものに近くなってきています。なかなか釣れない部分もあるかもしれませんが、そういう努力はしておりますので、また御意見頂けたらありがたいというふうに思います。

〔安藤会長〕

ありがとうございました。いろいろと立場が違えば、釣りを自分で楽しまれる方も、多くの人のことを考えて放流する側も、いろいろと考えがあるので、意見を出し合うのも1つの方法かと思っておりますので、こういう話合いができればと思います。

〔寺崎委員〕

もう一つ、本当に放流しているのか、釣れないという、事前に放流した場合には、大変厳しい発言があります。見ている前で放流すると、そういう意見はないということもありますので、なかなか放流のやり方も難しい部分がございます。

その他

〔安藤会長〕

何かありましたら、お願いします。

〔國米水産振興局長〕

局長の國米ですけど、3月末で退職です。3年間、水産振興局長を務めさせていただきまして、水産の世界は初めてだったのですが、皆さんに教わりながら、何とか3月の終わりを迎えることができました。最初就任したときは、アユが大変なことだったのですが、今日もよい報告ができて、よかったなと思っております。皆さん、どうもありがとうございました。

〔一同〕

お疲れさまでした。

[松田次長]

皆様活発な御議論ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第289回の鳥取県内水面漁場管理委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。

[一同]

ありがとうございました。

令和5年3月20日

議長会長

署名委員

署名委員